

跨線橋の計画的な点検の推進について

■ 鉄道事業者との確認書について

- 跨線橋の定期点検は、平成27年3月16日「JR跨線橋の定期点検に関する基本的方針」に基づき計画的に実施
- 現在の点検の進捗状況を踏まえ、5年間の点検計画の見直しの実施が必要
 - ・ JR及び大手民鉄5社については、整備局で変更確認書締結を実施
 - ・ その他の民鉄については、各道路メンテナンス会議で変更手続きを実施していく必要あり

■ 跨線橋の点検について

- 優先橋梁である跨線橋については、他の優先橋梁（緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋、緊急輸送道路を構成する橋梁）と比較して進捗が遅れている状況
- ① 点検実施が遅れている跨線橋について、原因の特定（どのステップで止まっているのか？など）
- ② 確認書の点検計画については、鉄道事業者と調整した計画であり、確実に実施すること。くれぐれも道路側の原因で実施できなかったという事態にならないように注意が必要
- ③ 鉄道事業者の協議担当との協議で、協議が整わないなど時間を要している事案があれば、情報を提供して下さい。
必要に応じて、本省及び鉄道事業者間で協議を行います。

鉄道会社との確認書締結状況について

鉄道事業者名	跨線橋を管理する道路管理者	確認書の締結日
叡山電鉄(株)	京都市	平成27年6月17日
北近畿タンゴ鉄道(株)	国土交通省、京都府、京都府道路公社、京丹後市 ※兵庫県内を除く	平成27年6月22日
京都市交通局	西日本高速道路(株)	平成27年7月13日
京福電気鉄道(株)	京都市	平成27年7月15日

※複数府県のメンテナンス会議に跨がる J R、阪急、阪神、京阪、近鉄及び南海を除く